電 気 供 給 約 款

(低 圧)

別 紙 Ⅰ (料 金 表)

≪ 定 額 電 灯・公 衆 街 路 灯 ≫

2026 年 11 月 1 日改訂

宮 崎 電 力 株 式 会 社

1. 適用範囲

この料金表は、当社の電気供給約款（低圧）に基づき、既存の定額電灯および公衆街路灯 A の需給契約に適用します。

定額電灯は、電灯または小型機器を使用する需要で、使用する契約負荷設備の種類、容量および数量をあらかじめ特定することができ、定額制による供給が適当と認められるものに適用します。公衆街路灯 A は、街路灯その他これに準ずる電灯等を使用する既存の定額制契約に適用します。

2. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、需要場所を供給区域とする一般送配電事業者の託送供給等約款その他の供給条件の定めによります。

3. 契約負荷設備

契約負荷設備は、お客さまから申し出ていただいた電灯または小型機器の種類、容量および数量に基づき定めます。契約負荷設備を変更する場合は、あらかじめ当社へ申し出ていただきます。

4. 料金

料金は、需要家料金、電灯料金および小型機器料金等（以下「電灯料金等」といいます。）、燃料電源調整費、再生可能エネルギー発電促進賦課金ならびに法令、制度または個別契約に基づき加算または減算する金額の合計とします。

(1) 需要家料金および電灯料金等

需要家料金および電灯料金等は、既存の需給契約において当社が適用している料金単価によります。

(2) 燃料電源調整費

燃料電源調整費は、契約負荷設備の区分ごとに、九州電力株式会社が特定小売供給約款に基づき当該月の低圧・定額制供給（定額電灯および公衆街路灯 A）に適用する燃料費調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価の合計額と同額を適用し、需要家料金および電灯料金等に加算または減算します。

燃料電源調整費 ＝ Σ（契約負荷設備区分ごとの適用単価 × 契約数量）

※国その他による電気料金支援が実施される月は、九州電力株式会社が当該月の低圧・定額制供給（定額電灯・公衆街路灯 A）について公表する当該支援の割引単価を反映した後の合計額と同額を適用します。

※九州電力株式会社が公表する合計額が正の場合は加算し、負の場合は減算します。

※再生可能エネルギー発電促進賦課金は、燃料電源調整費には含みません。

(3) みなし使用電力量

再生可能エネルギー発電促進賦課金その他、使用電力量を基準として算定する必要がある金額については、契約負荷設備の区分ごとに次のみなし使用電力量を使用します。

契約負荷設備	単位	1月当たりのみなし使用電力量
10W まで	1 灯	3.884kWh

契約負荷設備	単位	1月当たりのみなし使用電力量
10W を超え 20W まで	1灯	7.768kWh
20W を超え 40W まで	1灯	15.536kWh
40W を超え 60W まで	1灯	23.304kWh
60W を超え 100W まで	1灯	38.840kWh
100W を超える場合 100W までごとに	1灯	38.840kWh
50VA まで	1機器	11.601kWh
50VA を超え 100VA まで	1機器	23.202kWh
100VA を超える場合 50VA までごとに	1機器	11.601kWh

みなし使用電力量 ＝ Σ（契約負荷設備区分ごとのみなし使用電力量 × 契約数量）

(4) 国その他による電気料金支援

国その他の機関による電気料金支援、負担軽減措置その他これに類する制度が実施され、当社の定額電灯または公衆街路灯 A がその対象となる場合は、九州電力株式会社が同一の対象月かつ同一の契約負荷設備区分について適用する割引単価と同額を適用します。

当該割引単価は、九州電力株式会社の公表上の符号（加算または減算）をそのまま適用し、（2）の燃料電源調整費に反映します。

支援適用後燃料電源調整費 ＝ Σ（九州電力株式会社公表の同一区分の支援反映後合計単価 × 契約数量）

支援の対象期間、契約負荷設備区分、割引単価、端数処理その他の取扱いは、当該支援制度の定めに従うとともに、九州電力株式会社が当該月の低圧・定額制供給に適用する取扱いと同一とします。支援が実施されていない期間は、（2）に定める支援割引を含まない燃料電源調整費を適用します。

(5) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、関係法令等に基づき定められる再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を、（3）に定めるみなし使用電力量に適用して算定します。

再生可能エネルギー発電促進賦課金 ＝ Σ（みなし使用電力量 × 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 × 契約数量）

5. その他

（1）定額電灯および公衆街路灯 A の燃料電源調整費については、九州電力株式会社が特定小売供給約款に基づき公表する低圧・定額制供給の同一区分の単価と同額を適用し、当社独自の固定単価または独自の値引単価は適用しません。

（2）料金算定期間が 1 月に満たない場合で日割計算が必要なときは、電気供給約款（低圧）その他当社が定める方法により算定します。

6. この料金表の実施日

この料金表は、2026 年 11 月 1 日から実施します。

なお、本料金表に定めのない事項については、電気供給約款（低圧）によるものとします。